

～森林経営計画へ参加し、森林整備を進めましょう～

森林経営計画の樹立から施業実施まで

地域説明会

- 森林経営計画予定団地（林班又は連たんする複数林班）の森林所有者の皆さんへ説明会及び個別訪問を実施します。

森林経営計画への参加同意

- 計画の趣旨を理解して頂いた、団地内の森林所有者の皆さんから参加同意書を提出して頂きます。
- 自ら森林施業が出来ない森林所有者で当組合に施業を委託する方が対象者です。
- 自ら森林施業を行う森林所有者も対象者です。（※1）
- 現在では森林整備を考えていないが、将来間伐が必要と思われる森林の所有者も対象者です。（※2）

計画団地内の調査

- 森林所有者に、森林への立ち入り調査等の作業を行うことについて同意書を頂きます。
- 団地内の森林境界の明確化を行います。
- 森林の状況調査を行います。
- 森林作業道の線形調査を行います。

委託契約の締結

- 施業主体となる当組合が、自ら施業が出来ない森林所有者と長期の「森林経営委託契約」を締結します。
- 契約により、当組合が「森林経営計画」の作成・森林の施業・管理を行います。

森林経営計画の作成

- 当組合が森林所有者に代わり、森林施業に関する計画等の森林経営計画（期間5年）を立てます。

森林経営計画の認定請求

- 経営委託を受けた当組合が、「森林経営計画」の認定請求を認定者に提出します。
- 「森林経営計画」は津市が認定します。（知事又は大臣の場合もあります。）

森林施業プラン書作成

- 施業プランナーが森林施業プランを作成し、森林所有者に提案します。
- 施業プランナーは、施業方法、経費、想定還元額等について説明を行います。
- 森林作業道を整備することで、高性能林業機械による効率的な作業が行え、採算性の向上により森林所有者へ利益還元が可能になります。

施業の実施

- 森林施業プランに基づき、搬出間伐等の施業を実施します。

（※1）自ら森林施業を実施する方は共同計画者となり、施業を実施する場合は同一年度内に施業面積5ha以上かつ平均搬出材積が10m³/haが要件になります。

（※2）今後、間伐を計画される方は、計画参加をお勧めします。参加することにより、森林境界の明確化が進みます。